

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	小菅 剛
登録番号又は法人番号	98187398
所属する単位会	新潟県行政書士会
事務所所在地	新潟県阿賀野市福井574番地の1
処分年月日	令和2年1月20日
処分内容（種類）	廃業勧告
上記処分をした理由	<ul style="list-style-type: none"> ・被処分者は、平成24年コスモス新潟支部設立時に入会し、平成25年から平成27年までは同会業務管理部長、同年から平成29年まで同会副支部長に就任していた。現在、新潟県行政書士会の下越支部長に就任している。同人は、平成29年から「コスモス新潟支部の会費未納、成年後見人受任後の報告書未提出」等、基本的注意義務を怠り新潟県行政書士会及びコスモス新潟支部の信用を失墜させた。県会下越支部長、コスモス新潟支部の副支部長・業務管理部長等の要職にあった者として責任は重大である。 ・被処分者は、新潟家庭裁判所新発田支部から保佐人業務を受任した件に関して尋問呼び出しを受けたが、何ら対応することなく一方的に欠席した（令和元年9月17日、新潟家庭裁判所新発田支部からコスモス新潟支部に連絡があり事態が表面化）。被処分者の行為は、業務上横領等刑事告発に発展しかねない事案であり、新潟家庭裁判所等司法機関、他士業を巻き込み新潟県行政書士会及びコスモス新潟支部の信用失墜行為にあたり厳格な処分に該当する。
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>新潟県行政書士会会則第92条（会員の処分）</p> <p>新潟県行政書士会会則第93条（個人会員の処分の種類）</p>